

## 第2章 高齢者虐待防止ネットワークの構築と役割

地域内で多くの問題が発生したときに、「地域のネットワーク作りが重要です」とよく言われますが、そもそもネットワークとはどのようなものだとイメージできますか。

「ネットワーク」とは、網のように人や機関などが連絡を保っていることです。

また、「ネットワーキング」とは、地域において人々やグループ、機関などを網のようにつないでいき、困難や問題を抱えている人々に対して、できるだけ早く適切に支援をするための「連携協力体制」を構築することです。

特に高齢者虐待に対する対応の中では、民生委員、町内会の「地域に心配な人がいるので関わって欲しい」等の連絡から虐待が発見されたり、未然に防ぐことが出来たということもあります。また、病院やケアマネジャーからの連絡により虐待を防ぐことが出来たという報告は、全国的に多くあります。さらに、複数の問題から虐待に至ってしまった家族への支援は、多くの専門家や地域の方々の関わりがなければ解決できなかったこともあります。このため、苫小牧市においても様々なネットワーク作りをしていくことが重要であり、そのネットワークは十分に活用される必要があります。

### 1 高齢者虐待防止法における高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待防止法における高齢者虐待防止ネットワークについては、つぎのように記されています。「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体勢の整備に努めなければならない。」(第3条第1項)。「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の3第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。」(第16条)

### 2 ネットワークはどうして必要か

#### (1) 予防

虐待は起きてから対応するのではなく、未然に防ぐことが重要です。そのためには、漠然とした「見守り」ではなく、高齢者虐待防止を意識した、機能的で積極的な地域づくり(ネットワーク作り)が必要なのです。

## (2) 早期発見、適切な機関につなぐ

虐待は、発生した場合は出来るだけ早い発見が望まれます。虐待は、身近な親族から受けることが多く、高齢者自身が声をあげにくい状況にあります。また、家庭という密室性の高さや認知症高齢者の場合は本人の自覚がないことなどから、相談や通報の窓口があっても、発見が困難な場合が多くあります。そのためには専門職だけではなく、地域の身近な方々の協力が必要なのです。地域のネットワークが、地域の中の困っている人に気づき、不安のある段階から相談や通報が出来ること、それが適切な機関へつなげ、虐待が深刻化する前に支援できることへとつながっていくのです。

## (3) 統一した支援体制

高齢者虐待は複雑な問題を抱えていることが多くあります。そのため一つの機関や職員では対応が困難になります。各機関、各職員が連携を取りながら、方針を共有し支援を進めていくことが必要です。

## (4) 役割分担と仕事の範囲の明確化

虐待対応を進めていく中で、職員の過重労働やストレスといった問題が起こる場合があります。ネットワークを構築し、適切な役割分担と業務量の配分が行われることにより、それらを防ぐことができ、専門的な対応に集中することができます。

## (5) 切れ目のない支援

高齢者虐待は予防から対応、高齢者が安定した生活を送り、養護者への支援も含めた切れ目のない体制での継続的支援が必要です。

## (6) 迅速な対応

虐待対応は緊急性が高く、いつ何時発生するか分かりません。そのため、情報収集も含め、すぐに集まり協議をし、対応にあたる組織作りが重要です。

## (7) 効率的で効果的な支援

ネットワーク構築下において、見守りやモニタリングがなされ、適切な情報の発信、情報の集約・共有することが、虐待発生や再発の防止につながります。

## (8) 連携の維持、継続

各機関において、担当者が変わることで支援が途切れてしまうことは回避しなければなりません。組織としての対応が必要です。担当者が変わっても、連携体制を組織として維持し、発展させていくことが求められています。

### 3 高齢者虐待防止ネットワークにおける市町村の役割

高齢者虐待防止法では、国及び地方公共団体の責務（第3条）や国民の責務としての防止法への理解、協力（第4条）等が示されていますが、市町村が核となった役割が規定されています。

養護者による高齢者虐待については、地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等の連携協力体制の整備（第16条）が規定されています。

また、市町村では介護保険法に規定する包括的支援事業として高齢者虐待防止、対応の義務の実施が求められており、高齢者虐待防止法と相まって適用するものとしています。

苫小牧市においては、法律施行後、18年度に介護福祉課職員と地域包括支援センター職員との厚生労働省老健局より出された『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について【第1版】』の確認を皮切りに、下記の経過をたどっています。

年 月 日	内 容
平成19年3月24日	高齢者虐待防止ネットワーク研修会開催
平成19年7月1日	苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱設置
平成19年8月8日	第1回 苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク委員会開催
平成19年9月10日	苫小牧市民生委員児童委員協議会定例会にて苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業について説明
平成19年9月14日	苫小牧市町内会連合会、苫小牧市老人クラブ連合会に対し地域ネットワーク活動推進のため協力依頼文書発送 (地域ネットワークに関しては、後日担当地域包括支援センターが各団体と調整する)
	地域包括支援センター連絡協議会の中で、各地域包括支援センターと地域ネットワーク会議の進捗状況を確認
平成19年度後期	各地域包括支援センター主催による、地域ネットワーク会議を各地において開催
平成20年7月18日	第2回 苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク委員会開催

又、苫小牧市では下記のネットワークの全体管理のため、苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱(資料1参照)を定め、平成19年8月に、各団体の代表者が委員となり委員会を開催しています。

### 4 機能別の3つのネットワーク

高齢者虐待防止ネットワークの形成・運用については、機能に応じた3つのネットワークを構築し、運用を行うことが示されています。

苫小牧市においても、「早期発見・見守りネットワーク」「保健医療福祉サービス介入ネッ

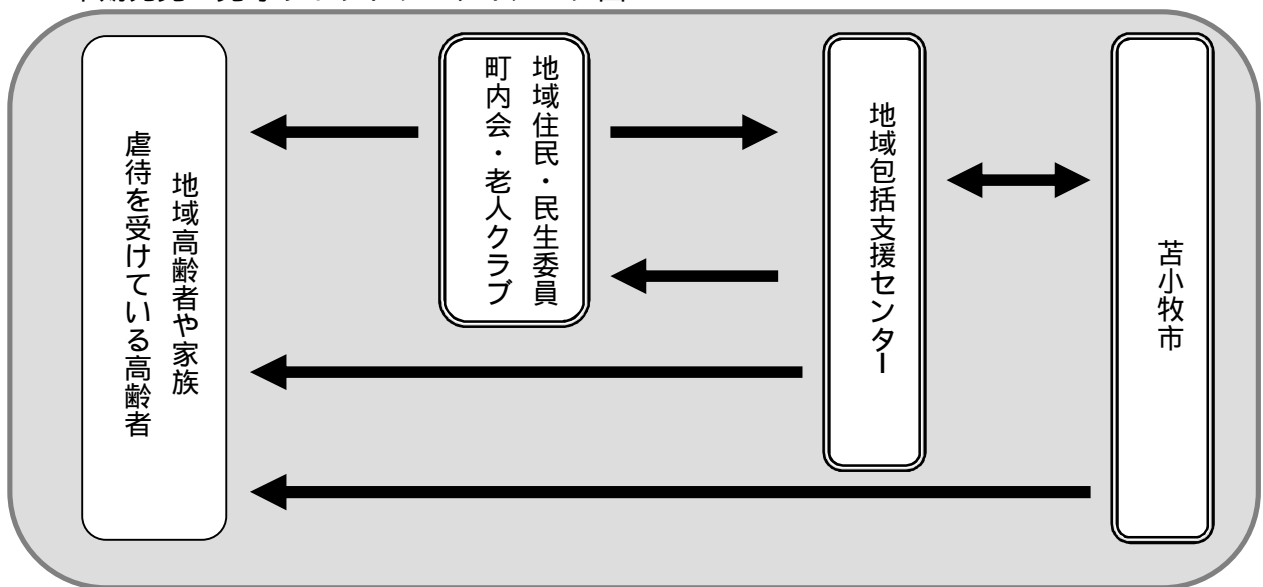
トワーク」「関係専門機関介入支援ネットワーク」の3層構造のネットワークを形成し、地域包括支援センターはネットワーク間のコーディネートを行い、苫小牧市は全体の運営管理と事業全体の評価、見直しを行っています。

3つのネットワークが機能するには定期的な会議などつながりをもつことが必須条件であり、「高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援」を意識し、機能するものでなければなりません。

### (1) 早期発見・見守りネットワーク

高齢者にとって一番身近な方々による早期発見や未然に虐待を防ぐ予防的なネットワークです。又、虐待を受けた高齢者世帯への見守りや支援活動が期待されます。

早期発見・見守りネットワークイメージ図



#### 【地域住民・民生委員・町内会・老人クラブ等の役割】

##### 見守り・発見・地域支援

- ・各団体の活動や近所づきあいを通じて、地域の高齢者や家族からの相談に対応し見守る。
- ・虐待の可能性のある家庭を発見した場合の確認や連絡体制を作る。
- ・地域で行われている茶話会や会合への参加の誘いや訪問活動により、虐待を受けている高齢者や家族への支援を行う。
- ・今後の発生を防止したり、発見しやすいように見守り体制を作る。

##### 通報・協力

- ・虐待を受けている可能性のある高齢者を見つけた場合、速やかに通報する。
- ・地域包括支援センターが主体となって開催するネットワーク会議へ参加し、地域での見守り体制作りに協力する。
- ・虐待発生家族や高齢者の地域での見守り情報の提供を行う。

### 【地域包括支援センターの役割】

#### ネットワーク作り・地域支援活動

- ・担当地域の高齢者や世帯状況、各団体の活動状況等を把握し、地域実情にあったネットワーク作りを構築する。
- ・高齢者虐待や地域福祉などについての情報の周知を行う。
- ・ネットワーク会議や虐待対応のためのケア会議を開催し協力を求める。
- ・高齢者の見守りや家族の支えに必要な制度、団体等を地域に整備していく。
- ・広く地域福祉のための住民参加の街づくり活動があれば参加協力し、ない場合は作り出し、虐待が発生しにくい地域づくりを行う。

#### 虐待対応

- ・虐待を受けている高齢者への支援、確認。
- ・養護者に対する支援。

#### 虐待対応連携

- ・虐待を受けている高齢者の情報や支援経過を整理し、苫小牧市と連携する。
- ・苫小牧市で立ち上げる虐待対応専門職チームへ参加し、チームで対応する。
- ・苫小牧市に対し地域でのネットワーク作りの支援依頼や地域の実情、要望等を報告する。

### 【苫小牧市の役割】

#### 虐待対応連携

- ・虐待対応専門職チームを立ち上げ、地域包括支援センター職員の参加依頼やチームの運営を行う。
- ・地域包括支援センターが設置するネットワーク作りへの支援を行う。

#### 虐待対応、周知

- ・虐待対応専門職チームの一員として虐待を受けている高齢者への支援、確認を行う。
- ・虐待対応専門職チームの一員として養護者へ対する支援を行う。
- ・高齢者虐待防止法や予防、対応方法等を市民に周知する。

#### ネットワーク会議

上記のネットワークを構築するために、小地域でネットワーク会議を開催することが必要です。

### 【構成メンバー】

民生委員、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、社会福祉協議会、町内の顔役等。

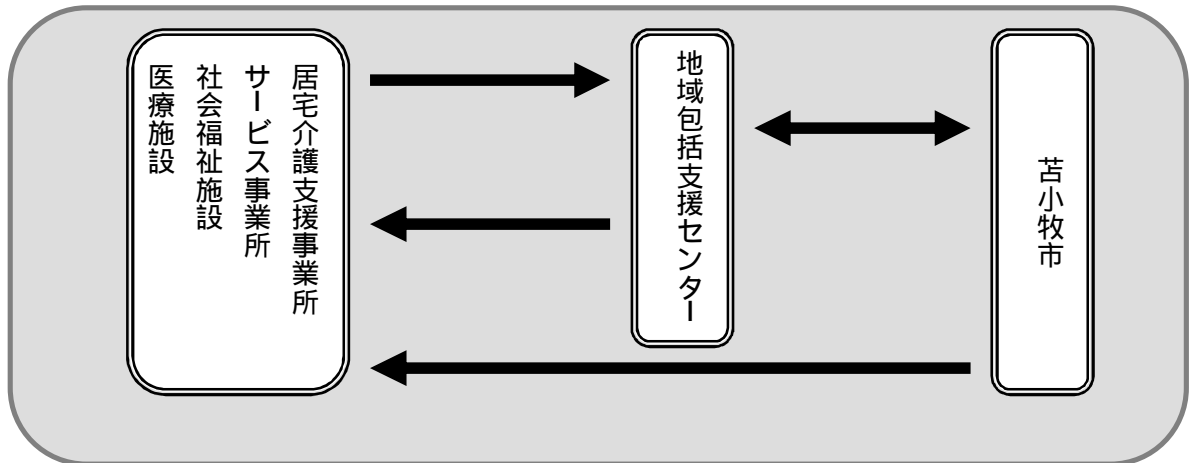
#### 今後

地域の方々の高齢者虐待への関心を高めるため、学習会などの開催や各団体への周知活動を行っていく必要があります。また、ネットワーク構築後の維持、発展させていくために、担当者の学習の継続が必要です。

## (2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

高齢者や家族が利用している保健医療福祉サービスを通して、虐待の早期発見やサービスなどに迅速につなげ、継続的に支援していくネットワークです。

保健医療福祉サービス介入ネットワークイメージ図



### 【居宅介護支援事業所・サービス事業所などの役割】

発見・通報・協力

- ・担当している高齢者や家族の状態を観察する中で、虐待を受けている可能性のある高齢者を発見した場合、直ちに通報する。
- ・地域包括支援センターが主体となり開催するケース会議やネットワーク会議へ参加する。
- ・虐待を受けている高齢者や家族の事業所での見守り状況を報告する。
- ・虐待高齢者の受け入れを積極的に行う。

### 【地域包括支援センターの役割】

状況把握、支援協力、周知

- ・虐待を受けている高齢者の事業所内での状況を把握する。
- ・虐待を受けている高齢者を受け入れている事業所への支援を行う。
- ・高齢者虐待防止法や予防、対応方法等を各事業所に周知する。
- ・担当職員のケース会議への参加依頼と会議の運営を行う。

対応連携

- ・各事業所の実態把握と対応状況を報告する。
- ・ネットワーク会議の開催協議と地域包括支援センターが主体となる場合は支援を依頼する。

### 【苫小牧市の役割】

対応連携

- ・ネットワーク会議の開催協議と地域包括支援センターに対し支援を行う。
- ・必要な情報を適時提供する。事業所間の円滑化を図る。

虐待対応・周知

- ・ 高齢者虐待防止法や予防、対応方法等を各事業所に周知する。
- ・ 虐待を受けている高齢者を措置する。
- ・ 虐待対応専門職チームの一員として事業所に対する支援を行う。
- ・ ネットワーク会議を運営する。

ネットワーク会議

上記のネットワークを構築するために、地域ごとのネットワーク会議を開催することが必要です。

【構成メンバー】

居宅介護支援事業所、訪問介護等のサービス事業所、老人ホーム等の社会福祉施設、病院等の医療施設

【苫小牧市では】

- ・ 地域包括支援センター地区単位にケアマネジャーの勉強会を開催しており、高齢者虐待防止についても取り上げています。
- ・ 各関連機関にポスターやチラシを配布し周知を図っています。

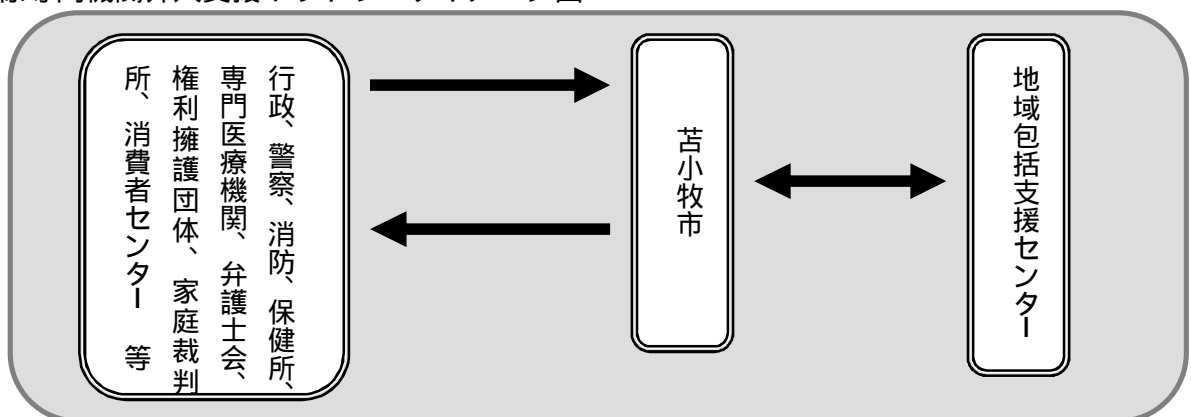
今 後

- ・ 各団体へ的高齢者虐待に対する共通認識を深めるため、学習会などの開催を行っていく必要があります。
- ・ 虐待対応受け入れ施設に対する学習会と協働していくシステム作りが必要です。

(3) 関係専門機関介入支援ネットワーク

保健医療福祉サービスによる相談や対応の範囲を超える場合の協力や専門職との連携のためのネットワークです。

関係専門機関介入支援ネットワークイメージ図



【警察、消防、保健所など関係機関の役割】

連携協力

- ・ 各種情報から虐待事例の情報収集を行う。
- ・ 苫小牧市が主催するネットワーク会議に参加する。
- ・ 各専門家としての立場で、ネットワークや各対応事例に対するアドバイスを行う。
- ・ 場合によっては、虐待対応チームに参加する。

【苫小牧市の役割】

ネットワークの構築

- ・ 高齢者虐待防止法や予防、対応方法等を各関係機関に周知する。
- ・ ネットワーク会議への参加依頼、運営、情報提供を行う。
- ・ 場合によっては、虐待対応チームへの参加依頼を行う。

ネットワーク構築のための連携

- ・ ネットワーク構築のための協議を行う。
- ・ 参加協力依頼を行う。

【地域包括支援センターの役割】

ネットワーク構築のための連携

- ・ ネットワーク構築のための協議を行う。
- ・ 参加協力を行う。

ネットワーク会議

上記のネットワークを構築するために、苫小牧市が運営主体となったネットワーク会議を開催することが必要です。

【構成メンバー】

行政、警察、消防、保健所、精神科等の医療機関、弁護士会、権利擁護団体、家庭裁判所、消費者センター等

【苫小牧市では】

- ・ 各虐待事案ごとに各関係機関に対応を依頼します。

今 後

- ・ 各団体への高齢者虐待に対する共通認識を深めるため、学習会などの開催を行っていく必要があります。



## 5 都道府県高齢者虐待防止ネットワーク

---

都道府県単位の高齢者虐待防止ネットワークは、ある地域においては都道府県関係課、及び各機関や関係団体等との年数回の会議を開催しています。

都道府県の役割としては、高齢者虐待防止についての技術支援、市町村における取り組みの情報の収集とその提供、市町村間の連絡調整、市町村の事業の支援、人材育成、研修及び情報交換の場の提供などが考えられます。

北海道では、平成19年に「北海道高齢者虐待防止センター」を設置し、高齢者虐待への対応、防止に取り組む市町村、地域包括支援センター等への総合的、専門的な支援を行っています。

## 資料1

## 苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条に規定する連携協力体制を整備するために市が実施する高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（以下「運営事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 運営事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し、その尊厳を保持するためには、高齢者虐待の防止が極めて重要であることに鑑み、市・関係機関及び民間団体の間の連携の強化を図るとともに高齢者虐待を未然に防ぎ、又は高齢者虐待を受けた者に対する的確な措置を講じることがを旨として、行われなければならない。

(運営事業)

第3条 運営事業は、市が実施する。

運営事業の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を組織し、高齢者虐待の防止に必要な連携協力体制の構築を図ること。

(2) 高齢者虐待の防止に係る次の施策を講じること。

ア 高齢者虐待の防止に関する総合相談窓口を設置し、運営すること。

イ ネットワークの運営により高齢者虐待の防止に係る有用な情報を収集すること。

ウ ネットワークの運営により高齢者虐待を受けた高齢者の状況を事案ごとに把握し、当該高齢者に対して適切な支援を行うこと。

(3) その他高齢者虐待の防止に関し必要な措置を講じること。

(ネットワーク)

第4条 ネットワークの種類及び所掌事項は、別表1のとおりとする。

ネットワークの構成員は、別表1構成団体の欄に定める団体から選出された者とする。

(ネットワーク委員会)

第5条 ネットワークの効率的な運営を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）を置く。

委員会の所掌事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) ネットワークの管理及び運営に関すること。

(2) 高齢者虐待の防止に係る施策の検討に関すること。

(3) 地域住民への広報及び普及活動の検討に関すること。

(4) 関係者間での連絡網の形成に関すること。

(5) 実施された運営事業の評価及び見直しに関すること。

(6) その他ネットワークに関し必要な事項

委員会は、委員20人以内をもって組織する。

委員は、別表2に定める団体から選出された者をもって充てる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、高齢者虐待の防止に関し識見があると認める者を委員として加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が委員の中から指名する。

委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

委員会は、必要があると認めるときは、専門家、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ネットワークミーティング)

第8条 市長は、高齢者虐待を受けた高齢者の状況を把握するために必要があると認めるときは、ネットワークミーティング(以下「ネットワークミーティング」という。)を置くことができる。

ネットワークミーティングの所掌事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 高齢者虐待を受けた高齢者の状況を事案ごとに把握し、定期的に情報交換を行うとともに、当該事案において最も適切な支援方法等について検討すること。

(2) 前号の内容に係る報告を委員会に対して行うこと。

ネットワークミーティングの構成員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

(1) 関係民生児童委員

(2) 関係居宅介護支援事業所職員

(3) 関係居宅サービス事業所職員

(4) 老人保健福祉施設の職員

(5) 苫小牧市社会福祉協議会の職員

(6) 苫小牧市地域包括支援センターの職員

(7) 保健福祉部高齢者支援室介護福祉課の職員

(8) その他高齢者虐待に係る個別事案に適切に対応するために必要な関係者

(委員等の守秘義務)

第9条 委員会の委員並びにネットワーク及びネットワークミーティングの構成員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公表)

第10条 市長は、委員会を設置したときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。当該事項に変更があった場合も、同様とする。

(1) 委員会を設置した旨

(2) 当該委員会の名称

(3) 当該委員会を構成する関係機関等の名称等

(4) 当該委員会の設置に係る市の担当部局の名称

前項に定めるもののほか、委員会に係る事項の公表については、苫小牧市要保護児童対策地域協議会の例による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢者支援室介護福祉課において処理する。

ネットワーク及びネットワークミーティングの庶務は、高齢者虐待の事案を所管する苫小牧市地域包括支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、運営事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## (第4条関係)

種 類	所掌事項	構成団体
早期発見・見守りネットワーク	(1) 高齢者虐待の早期発見及び未然防止に関すること。	(1) 苫小牧市民生児童委員協議会 (2) 苫小牧市町内会連合会 (3) 苫小牧市老人クラブ連合会 (4) 苫小牧市社会福祉協議会
保健医療福祉サービス介入ネットワーク	(1) 高齢者虐待の事案に対して個別に検討を加え、最も適切な保健医療福祉サービス(介護保険サービスを含む。以下同じ。)を選定すること。 (2) 保健医療福祉サービスの的確かつ迅速な実施に関すること。 (3) 高齢者虐待を受けた高齢者に対する継続的な支援に関すること。	次に掲げる団体のうち、高齢者虐待の事案に対して個別に検討を加えるために必要と認められるもの (1) ケアマネジメント機関 (2) 居宅サービス事業所 (3) 高齢者保健福祉施設 (4) その他の関係機関
関係専門機関介入支援ネットワーク	(1) 高齢者虐待の事案に対して個別に検討を加え、保健医療福祉サービスに加えて補完的なサービスを実施すべきか否かを判断すること。 (2) 補完的なサービスの的確かつ迅速な実施に関すること。 (3) 高齢者虐待を受けた高齢者に対する継続的な支援に関すること。	次に掲げる団体のうち、高齢者虐待の事案に対して個別に検討を加えるために必要と認められるもの (1) 札幌弁護士会苫小牧支部 (2) 苫小牧人権擁護委員協議会 (3) 札幌法務局苫小牧支局 (4) 札幌家庭裁判所苫小牧支部 (5) 札幌司法書士会苫小牧支部 (6) 苫小牧市医師会 (7) 苫小牧保健所 (8) 札幌方面苫小牧警察署(生活安全課) (9) 苫小牧市 ア 市民部消費者センター イ 保健福祉部高齢者支援室介護福祉課 ウ 保健福祉部社会福祉課 エ 保健福祉部生活支援課 オ 保健福祉部健康支援課 カ 消防本部

別表2（第5条関係）

- (1) 苫小牧市民生児童委員協議会
- (2) 苫小牧市町内会連合会
- (3) 苫小牧市老人クラブ連合会
- (4) 苫小牧市社会福祉協議会
- (5) 苫小牧市社会福祉施設連絡協議会
- (6) 苫小牧ケアマネジャー連絡会
- (7) 北海道社会福祉士会日胆地区支部
- (8) 札幌弁護士会苫小牧支部
- (9) 札幌法務局苫小牧支局
- (10) 苫小牧人権擁護委員協議会
- (11) 札幌司法書士会苫小牧支部
- (12) 北海道胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部
- (13) 苫小牧市医師会
- (14) 札幌方面苫小牧警察署
- (15) 苫小牧市消防本部
- (16) 苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会

苫小牧市高齢者虐待防止ネットワーク組織図

